プロジェクト	IFRS S1 号に相当する基準の開発
項目	集約及び分解

本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）に相当する基準（日本版 S1 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。

2. 本資料は、日本版 S1 基準における**集約及び分解**に関する定めについて検討することを目的としている。本論点は、第 11 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 4 月 6 日開催）において、IFRS S1 号の公開草案に基づく審議を行っているが、2023 年 6 月に IFRS S1 号が確定したことを踏まえ、追加的に検討を行うべきかどうかを含め、検討を行う。

事務局による提案の要約

3. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである。

日本版 S1 基準において次のことを定めるという、これまでの事務局提案を変更しない（後述の第 9 項参照）。

(1) サステナビリティ開示基準の適用にあたり、すべての事実及び状況を考慮し、サステナビリティ関連財務開示において情報をどのように集約及び分解するかを決定しなければならない。重要性がある情報を重要性がない情報で不明瞭にしたり、類似していない重要性がある情報項目を集約したりすることによって、サステナビリティ関連財務開示の理解可能性を低下させてはならない。

(2) 情報を集約することにより重要性がある情報が不明瞭になる場合、情報を集約してはならない。情報は、情報項目が共有する特性を有している場合は集約しなければならず、共有する特性を有していない場合は集約してはならない。

また、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の集約及び分解に関する、次の事例については、日本版 S1 基準の規範性のあるものとして定める（基準の結論の背景に含めることを想定している。）こととする（後述の第 11 項参照）。

① サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報は、地理的な場所又は地政学的な環境を考慮して分解する必要がある場合がある。

② 水の使用に関する情報を分解し、豊富な源泉から取水される水と水ストレス下にある地域から取水される水とを区別する必要がある場合がある。

これまでの審議の概要

4. S1 基準案（IFRS S1 号の公開草案をいう。以下同じ。）では、集約及び分解に関する定めが示され、次の事項を企業に求める旨が提案された（S1 基準案第 48 項及び第 49 項）。

(1) すべての関連性がある事実及び状況を考慮した後に、サステナビリティ関連財務開示において情報をどのように集約するかを決定しなければならない。

(2) 重要性がある情報を重要性がない情報で不明瞭にしたり、類似していない重要性がある項目を集約したりすることによって、サステナビリティ関連財務開示の理解可能性を低下させてはならない。

(3) 情報を集約することで重要性がある情報が不明瞭になる場合、情報を集約してはならない。

(4) 集約及び分解は、サステナビリティ関連のリスク及び機会の特性に基づかなければならない。情報は、その特性を共有する場合は集約し、共有しない場合は分解しなければならない。

5. また、S1 基準案第 49 項では、集約及び分解に関する定めを適用する上で参考となる事例が提供されていた。

6. 第 11 回サステナビリティ基準委員会における事務局の提案は、次のとおりである。

(1) 前述の第 4 項に記載した事項と整合的な定めを日本版 S1 基準に受け入れる。

(2) 前述の第 5 項に記載した事例、及び S1 基準案 BC59 項に示された事例は、規範性のないガイダンスに含める。

7. これに対し、事務局の提案に反対する意見は聞かれなかった。一方で、集約及び分解に関しては、当委員会として、企業の実務の参考となるようなガイダンスを示すことについて意見が聞かれた。

公開草案からの変更点

8. 前述の第 4 項及び第 5 項に記載した事項について、公開草案から実質的な変更はなされていないと考えられる（別紙参照）。

事務局による分析

9. 前項及び別紙に記載したとおり、集約及び分解に関する要求事項（前述の第 4 項参照）については、公開草案から実質的な変更はされていないと考えられる。このため、これらの定めについては、これまでの事務局提案を変更しないことが考えられるがどうか。

10. 一方、規範性のないガイダンスに含めることを提案していたもののうち、S1 基準案 BC59 項に記載されていた次の事例については、確定した IFRS S1 号の結論の根拠には記載されていなかった。

> 例えば、サステナビリティ関連のリスク及び機会がある地域に集中している場合には、当該地域に関する情報を他の地域に関する情報と区分して開示することが適切である場合がある。同様に、企業のサプライチェーン又は販売チェーンの一部が、他の部分よりもサステナビリティ関連のリスク及び機会のより大きな部分について責任を負っていると考えられる場合には、よりリスクが高いその部分についての情報を区分して開示することが適切である場合がある。

11. このため、集約及び分解に関する事例は、規範性のある定めである、IFRS S1 号 B30 項において示された事例が残るのみとなった。これらは事例であるため、これまでの事務局提案のように、規範性のないガイダンスに含めることも考えられるものの、当委員会は、基本的には IFRS S1 号及び IFRS S2 号において規範性があるものとされた定めを日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準の規範性のある定めに取り入れる方針としていることから、IFRS S1 号 B30 項において示された事例は、日本版 S1 基準の規範性があるものとして取り入れる（基準の結論の背景に含めることを想定している。）ことが考えられるがどうか。

文案

12. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S1 基準の文案イメージは、以下のとおりである。

（HP では非公表）

ディスカッション・ポイント
① 日本版 S1 基準において次のことを定めるという、これまでの事務局提案を変更しないという事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。 (1) サステナビリティ開示基準の適用にあたり、すべての事実及び状況を考慮し、サステナビリティ関連財務開示において情報をどのように集約及び分解するかを決定しなければならない。重要性がある情報を重要性がない情報で不明瞭にしたり、類似していない重要性がある情報項目を集約したりすることによって、サステナビリティ関連財務開示の理解可能性を低下させてはならない。 (2) 情報を集約することにより重要性がある情報が不明瞭になる場合、情報を集約してはならない。情報は、情報項目が共有する特性を有している場合は集約しなければならず、共有する特性を有していない場合は集約してはならない。 ② サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の集約及び分解に関する、次の事例については、日本版 S1 基準の規範性のあるものとして定めることとするという事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。 ア. サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報は、地理的な場所又は地政学的な環境を考慮して、分解する必要がある場合がある。 イ. 水の使用に関する情報を分解し、豊富な源泉から取水される水と水ストレス下にある地域から取水される水とを区別する必要がある場合がある。 ③ 日本版 S1 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。 ④ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以　上